

留寿都村ふるさと納税事務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

ふるさと納税制度を活用し、留寿都村（以下「本村」という。）へふるさと納税をされた方へ、感謝の意を表すため返礼品を送り、返礼品を通じて本村の特産品及び魅力を広く発信し、地域の活性化を図ることを目的として、寄附金の受入れから返礼品の企画、募集、管理などの業務を行う事業の募集を行うものです。

2. 業務の概要

(1) 業務名

留寿都村ふるさと納税事務委託

(2) 業務内容

別に定める「留寿都村ふるさと納税事務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

ただし、仕様書の内容で実施できない項目がある場合は、企画提案書に代替案等を提案することにより、参加を認めるものとする。

また、仕様書で定める項目以外に独自提案を行うことを認めることとし、本村に有益な提案については、評価の対象に含めるものとする。

(3) 履行期限

契約締結の日から令和6年3月31日とし、令和3年4月1日から運用を開始する。

(4) 見積限度額

寄附金額×12%（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を上限とする。

※返礼品の調達費用、配送費用及び梱包資材費用、村が契約している寄附受付サイトの手数料、クレジットカード等決済手数料は含まない。

3. 参加資格

以下に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 北海道に本店又は受任者を有する者であり、かつ、北海道内において地方公共団体が行う同種の業務を遂行している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4に掲げる者でないこと。
- (3) 北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成22年北海道条例第57条）第15条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。
- (4) 留寿都村暴力団排除条例（平成24年留寿都村条例第13号）に定める暴力団、暴力団員、暴力団員等又は暴力団関係事業者と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税のいずれも滞納していない者であること。
- (6) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (7) 国又は地方公共団体との契約に関し、履行期限までの間に競争入札参加資格指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (8) 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。

ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11

年法律第 225 号)に基づく再生手続(以下、「更生手続又は再生手続」という。)の開始決定を受けた後、再度参加者の資格要件を有することとなった者を除く。

(9) 前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。

ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度参加者の資格要件を有することとなった者を除く。

(10) 個人情報保護のために必要な措置(プライバシーマーク(一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するもの。))等の認証取得又は社内での情報セキュリティ方針の策定等を講じているとともに、提供システムのセキュリティ技術を有すること。

(11) 仕様書の内容を適切かつ確実に実行できる者であること。

4. スケジュール

内容	期日
実施要領等の公表	令和2年10月8日(木)
参加希望書受付期間	令和2年10月8日(木)～10月15日(木)
参加希望者確認結果の通知	令和2年10月20日(火)
質問の受付期間	令和2年10月20日(火)～10月23日(金)
企画提案書受付期間	令和2年10月21日(水)～11月5日(木)
第1次審査(書類審査)	令和2年11月6日(金) 予定
第2次審査(プレゼンテーション審査)	令和2年11月12日(木) 予定
選定結果の通知	令和2年11月中旬予定
受託候補者との協議	令和2年11月下旬予定
契約の締結	令和2年11月下旬予定

5. 実施要領等の公表

(1) 公表日

令和2年10月8日(木)

(2) 公表方法

留寿都村ホームページからダウンロードしてください。

6. 参加希望書

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる各項目に従って参加希望の意思を表示してください。

(1) 受付期間

令和2年10月8日(木)～令和2年10月15日(木)

(2) 提出書類

参加希望書(様式1-1)

会社概要(様式1-2)

誓約書(様式1-3)

宣誓書(様式1-4)

(3) 提出方法

問合せ先へ持参、又は簡易書留郵便により提出してください。

(4) 確認結果の通知

令和2年10月20日(火)

7. 質問の受付

(1) 受付期間

令和2年10月20日（火）～令和2年10月23日（金）

(2) 質問方法

質問書（様式2）に必要事項を記載の上、問合せ先のメールアドレスに提出してください。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時、留寿都村ホームページに掲載いたします。

ただし、質問内容が質問者固有の提案内容に密接に関わるものであると判断した場合、質問書に対してのみ回答する場合があります。

なお、質問者に対して回答した内容は、本プロポーザルにおける実施要領等の追加又は修正があったものとみなします。

8. 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加する事業者（以下「参加者」という。）は、次により企画提案書等を提出してください。

(1) 受付期間

令和2年10月21日（水）～令和2年11月5日（木）

(2) 提出書類

企画提案書

- ・ A4版用紙により、目次、ページ番号を付すること。
- ・ 企画提案書は、次に掲げる項目について作成するものとする。
 - ア 参加者の概要及び業務体制について
 - イ 業務の実績について
 - ウ 受付サイトの構築について
 - エ 寄附金のクレジット決済対応及び指定代理納付について
 - オ 返礼品の企画及び募集について
 - カ 寄附申込の受付処理について
 - キ 返礼品の発注及び発送について
 - ク 寄附に関する問合せについて
 - ケ 寄附金受領証明書等の作成及び発送について
 - コ ワンストップ特例申請書等の発送及びデータ作成について
 - サ プロモーションについて
 - シ 個人情報の保護及び情報セキュリティの確保について
 - ス その他必要と認める事項

企画提案書の提出について（様式3）

企画提案書表紙（様式4）

独自の受付サイトを併用した業務の提案に係る対応可否申出表（様式5）※該当する場合のみ
参考見積書（様式6）

★商業登記簿謄本（法務局の発行するもの。コピー可）※法人のみ

- ・ 登記事項証明書等を含む。発行（交付）されてから3か月以内のもの。

★身分証明書の写し（市区町村長の発行するもの。コピー可）※個人事業主のみ

- ・ 発行（交付）されてから、3か月以内のもの。

★納税証明書の写し（支店等に委任する場合は、委任する本社等と受任する支店等両方の証明書。コピー可）

- ・ 国税：法人税、所得税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明（その3の3可）。
- ・ 都道府県税～法人都道府県民税、法人事業税に滞納がないことの証明。
- ・ 市町村税～参加者本社所在地の市町村税（宣誓書（様式1-4）に係る部分を除く。）に滞納がないことの証明。

※★印のついた書類は、平成31・32年度留寿都村物品購入等競争入札参加資格を有する者は提出不要です。

(3) 提出部数

様式3：1部

様式4、様式5（該当する場合のみ）、企画提案書、様式6：8部

商業登記簿謄本の写し（該当する場合のみ）：1部

身分証明書（該当する場合のみ）：1部

納税証明書（該当する場合のみ）：1部

(3) 提出方法

問合せ先へ持参、又は簡易書留郵便により提出してください。

10. 選定方法

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された書類（参加希望書等及び企画提案書等の書類）を審査し、「3.参加資格」の要件を満たしている参加者であるか審査します。

ア 実施日 令和2年11月6日（金）予定

イ 結果通知日 令和2年11月6日（金）予定

ウ 通知方法 全参加者へ審査結果の通知を送付するほか、第1次審査合格者のみ、第2次審査への参加依頼を行います。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

本村の職員で構成されたプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員において、総合的に審査及び評価を行い、最も優秀な企画を提案した者を受託候補者として決定します。

ア 評価項目

1	プロポーザルに参加する者の概要及び業務体制について
2	業務の実績について
3	受付サイトの構築について
4	寄附金のクレジット決済対応及び指定代理納付について
5	返礼品の企画及び募集について
6	寄附申込みの受付処理について
7	返礼品の発注及び発送について
8	寄附に関する問い合わせについて
9	寄附金受領証明書等の作成・発送について
10	ワンストップ特例制度について
11	プロモーションについて
12	個人情報の保護及び情報セキュリティの確保について

13	本村の事務負担について
14	見積金額について

イ 実施日

令和2年11月12日（木）午後 予定

ウ 実施場所

留寿都村役場2階第1会議室

エ 実施時間

1参加者につき35分（準備時間5分、プレゼンテーション20分、質疑10分）

オ 選定方法

①「ア 評価項目」の評価基準における選定委員会委員の評価点数の合計が最も多い参加者を受託候補者として決定します。

ただし、審査において、各委員の全てが評価基準における配点の合計値の6割（60点）に満たない参加者は、選定の対象としません。

②選定結果は、全ての参加者に通知します。

③参加者が1者になった場合でも、評価を行います。

④参加者は、審査結果についての異議を申し立てることはできません。

カ その他

①プレゼンテーション時の資料としては、提出された企画提案書を各委員に事前に配布します。企画提案書以外で説明資料を使用したい場合は、当日10部持参してください。

②参加人数は新型コロナウイルス感染症予防のため、最小限の人数（3名程度）としてください。

③プレゼンテーションで使用するPC、電源コード等は参加者にて準備してください。プロジェクター、スクリーン及び延長コードは、本村が会場に用意したものを使用できます。

キ 結果の公表

後日、留寿都村ホームページで公表します。

11. 受託候補者との協議

受託候補者と、業務内容等について協議を行います。

業務内容は、提示している仕様書を基に、提案内容を加え協議を行い決定します。

本業務は令和2年10月現在のふるさと納税制度を根拠とする業務であるため、制度の改正などにより本業務を継続することが困難となる場合又は、次年度以降の予算の確保ができなかった場合は、契約を解除することができるものとし、法令等に定めがある場合を除き、損害賠償は行いません。

12. 契約の締結

業務内容を決定した後、受託候補者と施行令第167条の2の規定に基づく随意契約の方法により契約を締結します。

13. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出されたとき
- (2) 提出書類に虚偽があったとき

- (3) 会社更生法等の適用を申請するなど、契約の履行が困難と認められるに至ったとき
- (4) 評価の公平性を害する行為があったとき
- (5) 著しく信義に反する行為があったとして、選定委員会が失格であると認定したとき

14. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 提出書類に関する費用は、すべて参加者の負担とします。
- (3) 提出期限以降における企画提案書及び資料の差し替えは認めません。
- (4) 提出された書類は返却しません。
- (5) 本件に係る情報公開請求があった場合は、留寿都村情報公開条例（平成16年留寿都村条例第16号）に基づき、提出書類を公開することがあります。

15. 問合せ先

留寿都村役場総務課管財厚生係

〒048-1731 虻田郡留寿都村字留寿都 175 番地

電話：0136-46-3131 FAX：0136-46-3545

メールアドレス：s-soumu@vill.rusutsu.lg.jp